

海幕人第516号

平成2年2月2日

改正 平成8年6月28日 海幕人第3011号〔第1次改正〕
平成9年8月6日 海幕人第3666号〔准海尉、海曹及び海士の補職の実施要領等の一部変更について5項による改正〕
平成16年3月1日 海幕人第1246号〔第2次改正〕
平成17年9月2日 海幕人第5008号〔第3次改正〕
平成20年3月31日 海幕人第2411号〔第4次改正〕
平成30年3月23日 海幕人第78号〔第5次改正〕
令和元年6月21日 海幕装第256号〔工業標準化法の改正に伴う関連通達の一部変更について（通達）7項による改正〕
令和2年9月7日 海幕人第340号〔第6次改正〕
令和6年2月19日 海幕人第46号〔第7次改正〕

各 部 隊 の 長 殿
各 機 関 の 長

海上幕僚長

(公印省略)

海技資格及び海技試験等に関する達の実施細目について（通達）

標記について、下記のとおり定める。

なお、海技審査委員会の運営等に関する達の実施細目に関する通達（海幕人第6090号。38.10.17）は、廃止する。

記

1 海技資格の有効期間の更新のための乗船経歴

(1) 海技資格及び海技試験等に関する達（平成2年海上自衛隊達第3号。以下「達」という。）第8条第2号の「これに準ずる者」とは、次をいう。

ア 訓練指導のため、臨時に乗艦を命ぜられた指導官又は指導官付

イ 乗艦実習のために、乗艦を命ぜられた指導官又は指導官付

ウ 乗艦実習のために、乗艦を命ぜられた実習員

エ 支援船の運航、支援船の機関の運転又は支援船の操縦に従事するために採用された非常勤の隊員

(2) 達第8条第4号の「これらに準ずる者」とは、司令部等の臨時勤務者をいう。

2 海技資格の有効期間の更新のための知識及び経験を有する者

(1) 達第10条第1号の「別に定める職務」を別紙第1のとおりとする。

なお、運航及び機関の双方の海技資格を有し、監察業務又は海技試験の業務

についていた者が同業務の経歴を得た場合においては、双方の海技資格について更新の要件を満たしたものとみなす。

- (2) 達第 10 条第 2 号の「別に定める教育課程又は講習等」を別紙第 2 のとおりとする。

なお、運航及び機関の双方の海技資格を有する者が、次のアからウまでの課程以外の課程を修了した場合においては、双方の海技資格について更新要件を満たしたものとみなす。

ア 幹部中級課程（艦艇用兵を除く。）

イ 海曹課程

ウ 幹部及び海曹海技通信教育

- (3) 達第 10 条第 3 号の「別に定める資格更新のための講習」を別紙第 3 のとおりとする。

なお、講習終了後、各地方海技審査委員会の委員長は、幹部の講習受講者名簿を中央海技審査委員会の委員長へ送付する。

3 学科試験科目の細目

学科試験科目の細目は、別紙第 4 のとおりとする。

4 身体検査の証明

- (1) 身体歴の整備保管責任者（海上自衛隊の隊員の身体歴に関する達（昭和 39 年海上自衛隊達第 50 号）第 5 条に定める者をいう。）は、定期の健康診断の結果に基づいて疾病又は身体障害がない場合に身体検査の証明を行うことができる。この場合において、受験願書の身体検査又は身体検査証の医官官職氏名の欄に自己の官職、氏名を併記して押印するものとし、医官の押印は省略する。
- (2) 身体検査証の提出を受けた海技審査委員会は、身体検査証をその者の受験願書の身体検査の欄に張付けて保管するものとする。

5 筆記試験の免除

達第 20 条第 2 項に定める当該講習とは船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 91 号）第 3 条の 2 に掲げる上級航海英語講習及び上級機関英語講習並びに海技英語（運航）講習及び海技英語（機関）講習をいう。

なお、海技英語（運航）講習及び海技英語（機関）講習の実施の細部を別紙第 5 のとおりとする。

6 口述試験の実施形式

- (1) 口述試験は、試験官と受験者が同一の試験場で実施する対面形式を標準とする。ただし、次のア及びイのいずれも満たし、対面形式により難しい場合は、テレビ会議等を用いるとともに、受験者の監督等を実施する監督者 2 名を試験場に置くことにより、担当海技審査委員会は試験官と異なる場所を試験場とした

口述試験（以下、テレビ会議形式という。）を行うことができる。

ア 国外での行動により、受験者が委員長の指定する日に国内の試験場で受験できない。

イ 受験者の所属する部隊において、試験官を自隊で確保できないことにより、国内外を行動中の艦艇部隊における採用試験、選抜試験、昇任試験及び海技試験の実施基準等について（通知）（海幕人第105号。27.3.23）に基づく自隊における試験を実施できない。

- (2) テレビ会議形式の監督者の指定は、達第22条第2項を準用する。
- (3) テレビ会議形式の場合、受験者1名に対して試験官2名をもって行う。
- (4) テレビ会議形式の実施要領は、海上幕僚監部人事教育部長から通知させる。

7 乗船経歴

- (1) 達第28条第1項第1号、第2号、第3項の「これに準ずる者」及び達第28条第2項の「これらに準ずる者」とは、それぞれ第1項第1号の「これに準ずる者」及び同項第2号の「これらに準ずる者」をいう。
- (2) 達第28条第1項第1号ア「航海中において当直士官若しくは副直士官として勤務する者として乗り組んだ経歴」については、補給科又は機関科に所属する幹部であっても、航海中において、当直士官又は「船舶の運航」に関する副直士官として立直した場合には、当該勤務期間を「船舶の運航」に従事した乗船経歴とみなすことができる。
- (3) 達第28条第1項第2号ア「航海中において機関室副直士官として勤務する者として乗り組んだ経歴」については、機関科に所属しない幹部であっても航海中において「機関の運転」に関する副直士官として立直した場合には、当該勤務期間を「機関の運転」に従事した乗船経歴とみなすことができる。

8 委員の任命及び解任についての上申

地方海技審査委員会委員長は、委員の任命及び解任を必要と認めたときは、別紙第6の様式により海上幕僚長に報告するものとする。

9 試験場の合同設置

中央海技審査委員会の設置する試験場と地方海技審査委員会の試験場とが同一地区にある場合は、あらかじめ協議のうえ同一の試験場及び同一の試験官又は監督者で実施するよう配慮するものとする。

添付書類：別紙第1～別紙第6

写送付先：部内全般

職 務 配 置 等

業 務	職 務
1	監 察
2	海技試験 (口述試験の試験官の業務)
3	防衛大学校又は海上自衛隊の学校若しくは教育訓練を任務とする部隊における船舶の運航、機関の運転若しくは船舶の操縦に関する教育又は訓練の指導

- 海上幕僚監部監察官及び副監察官
- 地方総監部監察官
- 自衛艦隊司令部監察主任幕僚
- 中央、地方海技審査委員会委員
- 中央海技審査委員会庶務
- 海上幕僚監部人事教育部人事計画課において海技試験に関する業務に従事する者
- 口述試験官
- 幹部候補生学校の教官室長、運用科・航海船務科・機関科教官
- 第1術科学校の船務科・航海科・運用科・気象海洋科教官
- 第2術科学校の機関術科・ディーゼル・ガスタービン・電機・応急工作教官室教官
- 各海上訓練指導隊、潜水艦教育訓練隊及び水陸両用戦・機雷戦戦術支援隊における運用・掃海・船務・航海・機関について訓練指導等の業務に従事する者
- 各教育隊における運用・船務・航海・機関について教育に従事する教官
- 防衛大学校における訓練部指導教官

注：運航及び機関の双方の海技資格を有する者が、上記の業務経歴（1年）を経た場合において、1項の監察及び2項の試験系の業務に就いた者については、双方の海技資格について更新要件を満たしたものとみなす。

教育課程又は講習等

区 分	課 程 又 は 講 習 等 名
課 程	1 幹部中級課程 (航空用兵、一般、航空装備、経補課程を除く。) 2 一般幹部候補生課程 3 幹部予定者課程 4 海曹運用、航海、電測、掃海機雷課程 海曹ディーゼル、ガスタービン、電機課程 5 幹部専修科水上艦艇指揮、潜水艦指揮、潜水艦戦術課程
講 習 等	1 当直士官講習 2 幹部海技(運航又は機関)通信教育 3 海曹海技(運航又は機関)通信教育

注：運航及び機関の双方の海技資格を有する者が、上記の課程等を修了した場合において、次の課程等を除き、双方の海技資格について更新要件を満たしたものとみなす。

- 幹部中級課程
- 海曹課程
- 幹部、海曹海技通信教育

資格更新のための講習

海 技 資 格 更 新 の た め の 講 習	
講 習 の 内 容	国土交通省が実施する講習内容に準ずる。 1 最近の海事法令改正の概要 2 運航、運転に関係ある新装備機器等の概要 3 運航、運転に関係ある最近の事故例、教訓等
講 習 の 方 法	1 運航、機関、操縦小型1級別を実施 2 運航、機関は、1～2級と3～4級に分けて実施
講 習 時 間	概ね1時間
資 料 の 作 成	中央海技審査委員会（東京業務隊人事作業科）
講 習 時 期 場 所 実 施 者	1 時 期……各地区ごと四半期に1回を標準とする。 2 場 所……中央及び地方海技審査委員会の指定する場所 3 実 施 者……各海技審査委員又は海技審査委員長が指定する者
講習参加の確認	中央（地方）海技審査委員
講習受講期間	有効期間が満了する日以前の1年以内

学 科 試 験 科 目 の 細 目

1 運 航

資格 科目	運航1級	運航2級	運航3級	運航4級
航 海	1 航海計器 2 航路標識 3 地文航法 4 天文航法 5 電波航法 6 航海計画	1 航海計器 2 航路標識 3 水路図誌 4 潮汐及び海流 5 地文航法 6 天文航法 7 電波航法 8 航海計画	1 航海計器 2 航路標識 3 水路図誌 4 潮汐及び海流 5 地文航法 6 天文航法 7 電波航法 8 航海計画	1 航海計器 2 航路標識 3 水路図誌 4 潮汐及び海流 5 地文航法 6 天文航法 7 電波航法 8 航海計画
運 用	1 船舶の構造、設備、復 原性及び損傷制御 2 気象及び海象 3 操船 4 船舶の出力装置 5 貨物の取扱い及び積付 け 6 非常措置 7 医療 8 捜索及び救助 9 乗組員の管理及び訓練	1 船舶の構造、設備、復 原性及び損傷制御 2 当直 3 気象及び海象 4 操船 5 船舶の出力装置 6 貨物の取扱い及び積付 け 7 非常措置 8 医療 9 捜索及び救助 10 船位通報制度 11 乗組員の管理及び訓練	1 船舶の構造、設備、復 原性及び損傷制御 2 当直 3 気象及び海象 4 操船 5 船舶の出力装置 6 貨物の取扱い及び積付 け 7 非常措置 8 医療 9 捜索及び救助 10 船位通報制度 11 乗組員の管理及び訓練	1 船舶の構造、設備、復 原性及び損傷制御 2 当直 3 気象及び海象 4 操船 5 船舶の出力装置 6 貨物の取扱い及び積付 け 7 非常措置 8 医療 9 捜索及び救助 10 船位通報制度 11 乗組員の管理及び訓練

<p>法 規</p>	<p>1 海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法並びにこれらに基づく命令 2 船員法及びこれに基づく命令 3 船舶職員及び小型船舶操縦者法及び海難審判法並びにこれらに基づく命令 4 船舶のトン数の測度に関する法律及び船舶安全法並びにこれらに基づく命令 5 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律及びこれに基づく命令 6 検疫法及びこれに基づく命令 7 水先法及びこれに基づく命令 8 関税法 9 領海及び接続水域に関する法律 10 海商法 11 国際公法</p>	<p>1 海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法並びにこれらに基づく命令 2 船員法及びこれに基づく命令 3 船舶職員及び小型船舶操縦者法及び海難審判法並びにこれらに基づく命令 4 船舶法、船舶のトン数の測度に関する法律及び船舶安全法並びにこれらに基づく命令 5 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律及びこれに基づく命令 6 検疫法及びこれに基づく命令 7 水先法及びこれに基づく命令 8 関税法 9 海商法 10 国際公法</p>	<p>1 海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法並びにこれらに基づく命令 2 船員法及びこれに基づく命令 3 船舶職員及び小型船舶操縦者法及び海難審判法並びにこれらに基づく命令 4 船舶法及び船舶安全法並びにこれらに基づく命令 5 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律及びこれに基づく命令 6 検疫法及びこれに基づく命令 7 国際公法</p>	<p>1 海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法並びにこれらに基づく命令 2 船員法及びこれに基づく命令 3 船舶職員及び小型船舶操縦者法及び海難審判法並びにこれらに基づく命令 4 船舶法及び船舶安全法並びにこれらに基づく命令 5 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律及びこれに基づく命令 6 検疫法及びこれに基づく命令 7 国際公法</p>
<p>英 語</p>				

2 機 関

資格 科目	機関 1 級	機関 2 級	機関 3 級	機関 4 級
機 関 そ の 1	1 出力装置 2 熱力学 3 力学及び流体力学	1 出力装置 2 熱力学 3 力学及び流体力学	1 出力装置 2 熱力学 3 力学及び流体力学	1 出力装置 2 熱力学 3 力学及び流体力学
機 関 そ の 2	1 補機 2 電気工学、電子工学及 び電気設備 3 自動制御装置 4 甲板機械 5 プロペラ装置 6 燃料及び潤滑剤の特性 7 材料工学 8 造船工学 9 製図 10 当直、保安及び機関一 般 11 船舶による環境の汚染 の防止 12 損傷制御 13 船内作業の安全 14 海事法令及び国際条約 15 乗組員の管理、組織及 び訓練	1 補機 2 電気工学、電子工学及 び電気設備 3 自動制御装置 4 甲板機械 5 プロペラ装置 6 燃料及び潤滑剤の特性 7 材料工学 8 造船工学 9 製図 10 当直、保安及び機関一 般 11 船舶による環境の汚染 の防止 12 損傷制御 13 船内作業の安全 14 海事法令及び国際条約 15 乗組員の管理、組織及 び訓練	1 補機 2 電気工学、電子工学及 び電気設備 3 自動制御装置 4 甲板機械 5 プロペラ装置 6 燃料及び潤滑剤の特性 7 材料工学 8 造船工学 9 当直、保安及び機関一 般 10 船舶による環境の汚染 の防止 11 損傷制御 12 船内作業の安全 13 海事法令及び国際条約 14 乗組員の管理、組織及 び訓練	1 補機 2 電気工学、電子工学及 び電気設備 3 自動制御装置 4 甲板機械 5 プロペラ装置 6 燃料及び滑滑剤の特性 7 材料の特性 8 造船工学 9 当直、保安及び機関一 般 10 船舶による環境の汚染 の防止 11 損傷制御 12 船内作業の安全 13 海事法令及び国際条約 14 乗組員の管理、組織及 び訓練
英 語				

海 技 英 語 講 習

講習項目の標準	海技英語（運航）講習			海技英語（機関）講習		
	項目	時数	内容	項目	時数	内容
	1 英文解釈	18時間	1 水路図誌及び気象情報についての英文の解釈 2 船舶の安全及び運航に関する情報、通報等についての英文の解釈	1 機関日誌及び報告書類	6時間	機関日誌及び報告書類に用いられる用語、表現及び構文
	2 IMOの標準海事通信用語	30時間	IMOの標準海事通信用語の解説	2 機関取扱説明書	22時間	機関取扱説明書に用いられる用語、表現及び構文
	3 英会話	7時間	IMOの標準海事通信用語による海事実務英会話の訓練	3 英会話	7時間	機関業務に関する英会話訓練
	試験	1時間		試験	1時間	
	計	56時間		計	36時間	
実施者	第1術科学校長			第2術科学校長		
講習の方法	講習項目の標準によるほか実施者所定					
報告	実施者は講習終了後速やかに実施結果を中央海技審査委員長に報告する。					
講師の資格要件	海技英語（運航）講習にあつては運航1級、海技英語（機関）講習にあつては機関1級の資格取得後、1年以上の乗船経歴を有する者で、次のうち1つ以上の要件を満たす者又は教職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状（英語に係わるものに限る。）を有する者。 1 一般幹部候補生課程を修業していること。 2 海上自衛隊における英語に関する課程等を修業していること。 3 海上自衛隊において、英語に関する教官として1年以上、勤務経験を有すること。					
講習期間	約8日間			約5日間		
年間講習回数	年1回を標準とする。					
場所	第1術科学校			第2術科学校		
受講希望者	1 海技英語（運航）講習受講希望者は4月1日までに、海技英語（機関）講習受講希望者は10月1日までに、幹部は中央海技審査委員会に、准曹士は地方海技審査委員会を經由して中央海技審査委員会に、受講希望調書（付紙第1）を提出しなければならない。 2 海技英語講習を受講しようとする者の所属する部隊等の長は、受講希望調書を取りまとめ、幹部、准曹士ごとに別様にして海技英語講習希望者名簿（付紙第2）を添付して、それぞれ担当海技審査委員会に送付する。なお、准曹士の海技英語講習受講希望者名簿については、写しを中央海技審査委員会に送付する。					
地方海技審査委員会	地方海技審査委員会は必要事項を記入し、中央海技審査委員会に送付する。					
受講者	中央海技審査委員会の指定する者					

海技英語（運航・機関）講習受講希望調書

	①希望講習名 海技英語 { 運航 ・ 機関 } 講習		②氏名（ふりがな）		④所属配置（異動年月日）						
			③認識番号								
本人記入欄	⑤生年月日		⑥階級（昇任年月日）			⑦幹部名簿番号					
	⑧現有特技番号		⑩部内課程 1 () 期幹部候 2 () 期幹部候（部内） 3 () 期幹部予定者課程 4 () 期海曹 () 課程 5 () 期海士 () 課程 6 () 回 () 海技 () 通信教育								
	⑨現有海技資格 取得年月日		⑪運航・機関 2 級の過去の受験経歴（直近 5 回分）								
	1 運航 () 級 (. .) 2 機関 () 級 (. .)		回	回	回	回	回	（受験者記入要領） ①から⑪において、ペン書きで所要事項を記入し、該当事項を○で囲む。			
艦長（課長）等職名 階 級 氏 名 印											
海技審査委員会記入欄	過去の運航・機関 2 級の受験経歴（最新のものから 5 回分）	回 次	点 数							英 語	合 計
			運航	航 海	科 目 合 否	運 用	科 目 合 否	法 規	科 目 合 否		
		機 関	機 関 そ の 1		機 関 そ の 2						
		回									
		回									
		回									
		回									

（日本産業規格 A 列 4 番）

殿

発簡者名



海技英語講習受講希望者名簿

希望する海技英語講習の種類	所属	配置	階級 (昇任年月日)	氏名 (認識番号)	優先順位 (各講習ごとの優先順位を記入)	記事
			(. .)	()		
			(. .)	()		
			(. .)	()		
			(. .)	()		
			(. .)	()		
			(. .)	()		
			(. .)	()		

注：希望する海技英語講習の種類欄は、各種類ごと区分して記載する。

(日本産業規格A列4番)

海上幕僚長 殿

発簡者名



海技審査委員会委員の任命・解任について（上申）

標記について、下記のとおり上申する。

記

1 任 命
官 職

氏 名

2 解 任
官 職

氏 名

（理由：

）